

高等教育政策の最近の動向について

公益財団法人日本高等教育評価機構
理事長 黒田壽二

講演目次

1. 学校教育法改正により義務化されたもの	3
3P の設定と公表の義務化 (平成 28 年 3 月 31 日公布、平成 29 年 4 月 1 日施行)	
2. 大学設置基準改正により義務化されたもの	9
SD (スタッフ・デベロップメント) の義務化 (平成 28 年 3 月 31 日公布、平成 29 年 4 月 1 日施行)	
3. 認証評価細目省令の改正 (平成 30 年 4 月 1 日施行)	13
4. 大学制度の多様化について (平成 28 年 5 月 30 日中教審答申)	17
個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための 教育の多様化と質保証の在り方について 第一部 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成の ための新たな高等教育機関の制度化について	
5. 私立大学等の振興に関する検討会議について	25
(平成 28 年度中に振興策を決定)	



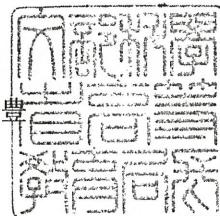
27文科高第1187号

平成28年3月31日

各 国 公 私 立 大 学 長
 各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
 大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
 各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
 大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
 放 送 大 学 学 園 理 事 長

殿

文部科学省高等教育局長
 常 盤



(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

このたび、別添1及び別添2のとおり、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第16号）が平成28年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）が、自らの教育理念に基づき、育成すべき人材像を明確化した上で、それを実現するための適切な教育課程を編成し、体系的・組織的な教育活動を行うとともに、当該大学等の教育を受けるにふさわしい学生を受け入れるための入学者選抜を実施することにより、その使命をよりよく果たすことができるよう、全ての大学等において、その教育上の目的を踏まえて、「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受け入れに関する方針」（以下「三つの方針」という。）を策定し、公表することを求めるものです。

改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

第1 改正の概要

1 卒業の認定に関する方針等の策定

(1) 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次のアからウまでの方針（大学院にあっては、ウの方針に限る。）を定めるものとすること。（第 165 条の 2 第 1 項関係）

- ア 卒業の認定に関する方針
- イ 教育課程の編成及び実施に関する方針
- ウ 入学者の受入れに関する方針

(2) (1) のイの方針を定めるに当たっては、アの方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならないものとすること。（同条第 2 項関係）

2 卒業の認定に関する方針等の公表

大学は、1 の (1) により定める方針を公表するものとすること。（第 172 条の 2 第 1 項第 1 号関係）

3 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。（同項第 4 号関係）

第 2 留意事項

1 今回の改正は、各大学等における三つの方針について、その策定及び公表を法令上位置付けたものであり、本改正省令の施行日である平成 29 年 4 月 1 日以降、全ての大学等において、三つの方針が策定・公表されている必要があること。

なお、高等専門学校については、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 179 条の規定により大学に係る規定が準用され、大学と同様の扱いとなること。

2 今回の改正に合わせて、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において、各大学が三つの方針を策定・公表する際の参考指針として「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日。以下「ガイドライン」という。）（別添 3）が策定されており、各大学等においては、これも参考として取り組むことが期待される。なお、今回の改正で規定される「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」は、それぞれガイドラインにいう「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」と同じ意味内容を指すものであること。

3 大学院については入学者受入れの方針の策定・公表のみが規定されているが、これは、改正前における同様の規定（第 172 条の 2 第 1 項第 4 号）について、今般の改正の際に整理を行ったものであり、従前の規定の趣旨から変更はないこと。なお、大学院においても、それぞれの自主的・自律的な判断に基づき、課程の修了の認定に関する

る方針や教育課程の編成及び実施に関する方針の策定に積極的に取り組むことが期待されること。

第3 施行期日

本通知に係る省令については、平成29年4月1日から施行することとしたこと。

本件問合せ先：

高等教育局大学振興課法規係

電話：03-5253-4111（代表）（内線2493）

参考資料 1

○学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（抄）

第一百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。

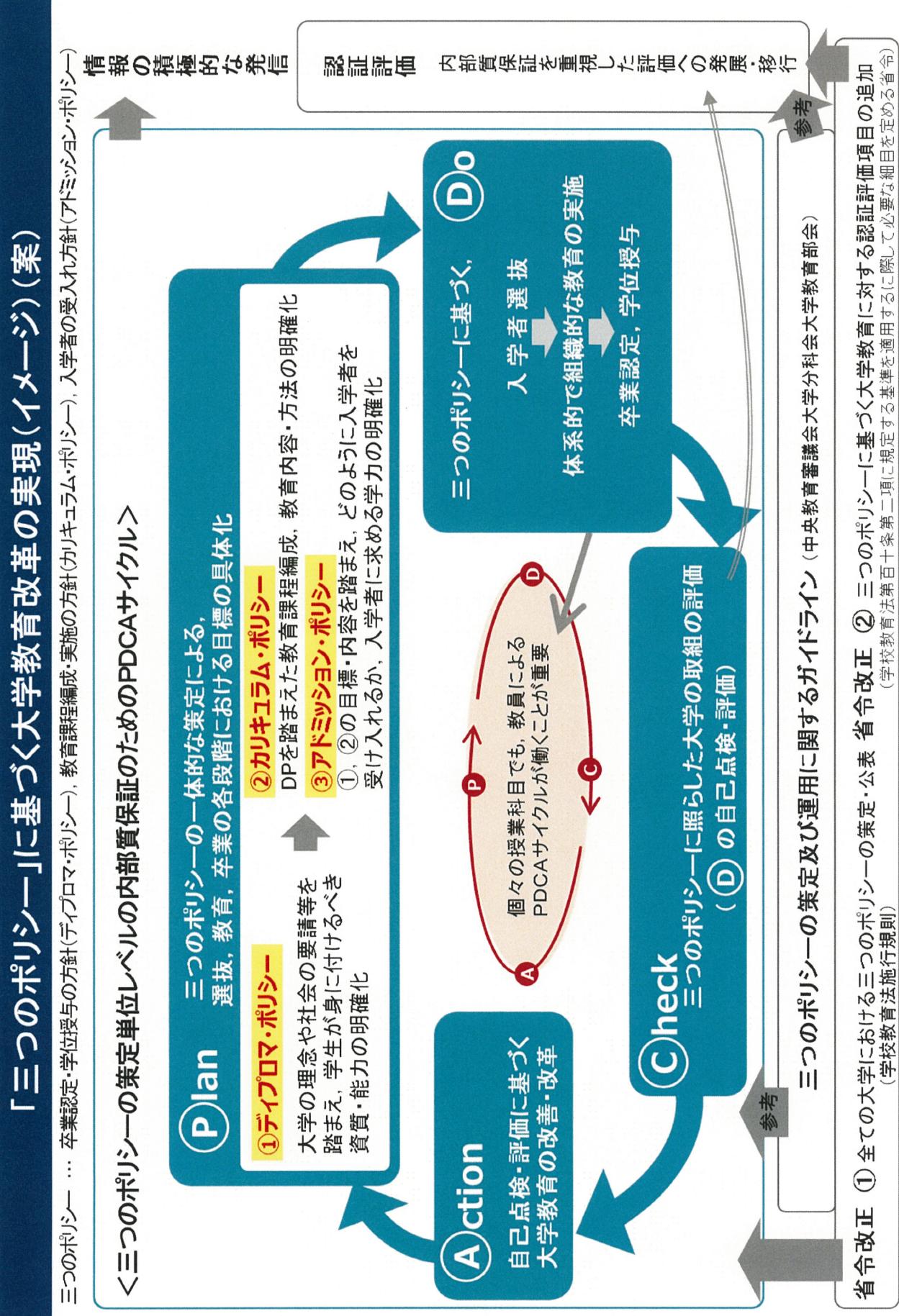
- 一 卒業の認定に関する方針
 - 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - 三 入学者の受入れに関する方針
- 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

第一百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第一百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
- 二～三 （略）
- 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五～九 （略）
- 2・3 （略）

※ 下線部は、平成 29 年 4 月 1 日施行分。

参考論叢2 (講議の過程で参考としたもの)

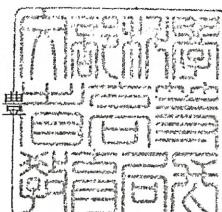




27文科高第1186号
平成28年3月31日

各 国 公 私 立 大 学 長
 各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
 大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
 各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
 大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
 放 送 大 学 学 園 理 事 長
 殿

文部科学省高等教育局長
常 盤



(印影印刷)

大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について（通知）

このたび、別添1及び別添2のとおり、「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第18号）が平成28年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、社会のあらゆる分野で急速な変化が進行する中で、大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）がその使命を十全に果たすためには、その運営についても一層の高度化を図ることが必要であることを踏まえ、全ての大学等に、その職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修（スタッフ・ディベロップメント。以下「SD」という。）の機会を設けることなどを求めるものです。

改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

第1 改正の概要

1 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部改正

大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員

に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第 25 条の 3 に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとすること。（第 42 条の 3 関係）

2 高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号）の一部改正

高等専門学校は、当該高等専門学校の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第 17 条の 4 に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとすること。（第 10 条の 2 関係）

3 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）の一部改正

(1) 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第 14 条の 3 に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとすること。（第 43 条関係）

(2) その他所要の規定の整備を行うこと。（第 10 条第 2 項関係）

4 短期学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）の一部改正

短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第 11 条の 3 に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとすること。（第 35 条の 3 関係）

第 2 留意事項

1 専門職大学院の扱いについて

専門職大学院については、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 42 条第 1 項の規定により大学院設置基準に係る規定が適用され、大学院と同様の扱いとなること。

2 対象となる職員について

「職員」には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれること。

3 「機会を設けること」について

(1) 今回の改正は、個々の職員全てに対して一律に研修の機会を設けることを義務付ける趣旨ではなく、SD の具体的な対象や内容、形態等については、各大学等において、その特性や実態を踏まえ、各職員のキャリアパスも見据えつつ、計画的・組織的に判断されること。

(2) SDの機会については、各大学等が自ら企画して設けるほか、関連団体等が実施する研修に職員が参加することなどが考えられること。

4 「その他必要な取組」について

SDを効果的・効率的に実施する観点から、各大学等において、その実情に応じ、例えば職員の研修の実施方針・計画を全学的に策定するなどの取組を行うことが期待されること。

第3 施行期日

本通知に係る省令については、平成29年4月1日から施行することとしたこと。

本件問合せ先：

高等教育局大学振興課法規係

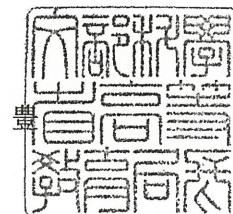
電話：03-5253-4111（代表）（内線 2493）



27文科高第1213号
平成28年3月31日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 專 門 学 校 機 構 理 事 長
大 学 又 は 高 等 專 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長 殿
大 学 又 は 高 等 專 門 学 校 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
各 認 証 評 價 機 関 の 長

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 長
常 盤



(印影印刷)

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の公布について（通知）

このたび、別添1及び別添2のとおり、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令（平成28年文部科学省令17号）」（以下「改正細目省令」という。）が平成28年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、平成28年3月の中央教育審議会大学分科会「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」（以下「審議まとめ」という。）を踏まえ、大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）における教育研究の水準の向上に重要な役割を担う認証評価について、大学等の教育の質的転換や内部質保証の確立を重視した評価への改善・発展など、評価の内容の充実と質の向上を図ることを主な目的とするものです。

改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

第1 改正の概要

1 大学評価基準において定める評価事項関連（第1条第2項関係）

(1) 大学評価基準における共通項目の充実

認証評価機関が定める評価基準（以下「大学評価基準」という。）に共通して定めなければならない事項として、以下の点を追加するものとすること。

ア 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。（第1号へ関係）

イ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証」という。）に関すること。（第1号チ関係）

(2) 重点評価項目の設定

大学評価基準に定める項目のうち、内部質保証に関する事項については、重点的に認証評価を行うものとすること。（第2号関係）

(3) 設置計画履行状況等調査との連携

認証評価機関は、設置計画履行状況等調査（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）第14条に規定する調査）の結果を踏まえた文部科学大臣の意見において「是正意見」「改善意見」が付された大学に対する評価を行うに当たっては、当該意見に対して講じた措置を把握することとすること。（第3号関係）

2 評価の質の向上（第1条第1項第4号及び第5号、第2条第4号関係）

(1) 認証評価機関の自己点検・評価の義務化

認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとすること。（第2条第4号関係）

(2) 評価機関におけるフォローアップ

認証評価機関は、評価の結果、改善が必要とされる事項を指摘した大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めるものとすること。（第1条第1項第5号関係）

(3) 評価における社会との関係強化

認証評価機関は、その評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取が含まれるものとすること。（第1条第1項第4号関係）

第2 留意事項

1 高等専門学校の教育研究等の総合的な状況に係る認証評価（以下「機関別評価」という。）においては、従前、大学の機関別評価の内容を準用していることから、第1の1及び2の内容についても、同様に準用することである。

2 各大学等が自主的・自律的に、教育研究の質の確保に資する内部質保証の体制の構築等に取り組む際、また認証評価機関が大学評価基準等を見直し、認証評価を行う際には、今般の改正細目省令により実施することとされている第1の1及び2の内容はもとより、審議まとめ（別添3）を踏まえた運用がなされることが期待されること。

特に、以下の点に配慮する方向で対応することが期待されること。

- ① 重点的に認証評価を行うこととされた内部質保証に関するについて、優れた取組等を実施していると評価した大学等に対し、次回評価において評価内容及び方法の弾力化により評価の効率化を図ること。
- ② 大学等の教育の質的転換を促進するため、各大学等が学生の学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組むこと。
- ③ 評価の過程において、認証評価と社会との関係強化等の観点から、高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組むこと。
- ④ 認証評価に係る各大学等の負担の軽減のため、国立大学法人評価などの他の評価における教育研究に関する評価資料及び結果も活用した評価に取り組むこと。

第3 施行について

平成30年4月1日から施行すること。

本件担当：文部科学省高等教育局高等教育企画課
企画係

電話番号：03-5253-4111

(内線：2951, 3681)

《中央教育審議会答申》

個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について
[第一部] 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について <概要>

第Ⅰ章 21世紀を生きる職業人を取り巻く状況と今後の職業人材養成**産業・職業と職業人の状況**

- 【産業・職業をめぐる状況】生産年齢人口の減少、日本型雇用慣行の変容(企業内教育訓練の縮小)
- 【職業人をめぐる状況】職業人に求められる能力の高度化・複雑化、雇用の流動化など

今後の職業人材養成の在り方

- 我が国の経済競争力の維持・向上のためには、
 - * 成長分野等への人材シフトとともに、
 - * 事業の現場における様々な変化への対応等(労働生産性の向上、商品・サービスの質向上、グローバル化への対応など)の推進が不可欠。
- 変化への対応が求められる中で、事業の現場の中核を担い、現場レベルの改善・革新を牽引できる人材の養成強化が必要。

第Ⅱ章 高等教育における職業人養成の現状と課題**現 状**

- 大学進学率の上昇 (多様な学生が同一の尺度で大学選び → 入学後、意欲をもって学修に取り組めないなどのミスマッチ)
- 大学における社会人学生の受入れは、OECD諸国で最低の水準。
- 大学等は、制度上は、教養教育と学術に基づく専門教育を行うもの。
※ 職業実践知に基づく技能等の教育については、制度上、明確な位置付けなし。

課題と求められる対応

- 職業教育が一段低く見られ、大学への進学自体を評価する風潮
→ スペシャリスト志向の若者にとって魅力ある進学先となる、実践的な職業教育に最適化した仕組みが必要
- 産業競争力の維持・強化のため、現場レベルでの改善・革新の牽引役を担うことのできる人材の養成が重要
 - 高度な専門技能等に加え、変化への対応等に必要な基礎・教養や、理論にも裏付けられた実践力等を兼ね備えた、質の高い専門職業人の層を確保していく必要
 - 職業実践知の教育に軸を置きつつ、学術知の教育にまで至る、実践的な職業教育に最適化した高等教育機関の創設が必要
- 職業人が自らのキャリアを主体的に切り拓いていくよう、社会人の学び直し環境の整備が課題
→ 社会人の学び直しニーズに対応した機関の整備が必要
 - 技能と学問の双方の教育を行うことを明確にし、技能の教育に強みを持った新たな高等教育機関を制度化
 - ※ 当該機関は、質の高い実践的な職業教育を行うことを制度的にも義務付けられた機関として明確化
 - ※ 既存の各高等教育機関においても、その強みと特性を活かした職業教育を充実。これらが相まって、我が国の職業人材養成の格段の強化を期待。

第Ⅲ章 新たな高等教育機関の制度化の方向性**大学体系への位置付け**

新たな機関は、教養や理論に裏付けられた実践力を育成すること等を踏まえ、大学体系に位置付け、大学等と同等の評価を得られるようにする。

第IV章 新たな高等教育機関の制度設計

身に付けさせるべき資質・能力

- ① 専門とする特定の職業に関し、高度な専門的知識等を与え、理解を深化 【専門高度化】
- ② 専門とする特定の職業に関し、卓越した技能等を育成するとともに、実践的な対応力を強化 【実践力強化】
- ③ 一定の産業・職業分野に関し、当該分野全般の、又はその関連の基礎知識・技能等を育成 【分野全般の精通等】
- ④ 実践的技能や、実践知と理論知、教養等を統合し、課題の解決や、新たな手法等の創造に結び付けられる総合的な能力を育成 【総合力強化】
- ⑤ 職業人としての基礎的・汎用的能力や教養、主体的なキャリア形成を図るために必要な能力を育成 【自立した職業人のための「学士力」育成】

制度設計の在り方

☆制度の基本設計

○大学体系に位置付く次のような機関を制度化。

- ① 学士課程相当の課程を提供する機関 《修業年限4年》
- ② 短期大学士課程相当の課程を提供する機関 《修業年限2年又は3年》

○4年制課程については、前期・後期の区分制課程も導入。

※ 前期終了後一旦就職してから後期へ再入学する、他の高等教育機関から編入学する、社会人が学び直しのために後期から編入学するなど、積み上げ型の多様な学習スタイルを想定

☆具体的設計

① 理論と実践の架橋による職業教育の充実

- 理論と実践を架橋する教育内容として、
 - ・教養・基礎教育及び専門教育を通じ、実践的な能力を培うよう、体系的に教育課程を編成。
 - ・分野の特性に応じ、
 - 卒業単位のおおむね3～4割程度以上は、実習等の科目を修得。
 - 企業内実習等を、2年間で300時間以上、4年間で600時間以上履修。
 - ・授業で身に付けた知識・技能等を統合する総合的な演習科目を設定。
- 実務家教員を教員組織の中に積極的に位置付け。
 - 一必要専任教員数のおおむね4割以上は、実務家教員とする。
 - 一さらに、専任実務家教員については、その必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。

② 産業界・地域等のニーズの適切な反映、 産業界・地域等との連携による教育の推進

- 産業・職能団体、地域の関係機関等との連携により、教育課程を編成・実施する体制の整備を義務付け。
- 設置認可、評価における連携として、
 - ・ 設置認可審査における産業界等との連携体制を確保。
 - ・ 認証評価においては、専門団体との連携による分野別質保証の観点を取り入れ。

③社会人の学び直し等、多様な学習ニーズへの対応

- 専門高校卒業生、社会人学生など多様な学生を積極的に受け入れることを、努力義務化。
- 社会人等に対応した教育内容・方法として、
 - ・パートタイム学生や科目等履修生として学ぶ機会を積極的に提供（長期履修の活用、学内単位バンクの整備等）。
 - ・短期の学修成果を積上げ、学位取得につなげる仕組みを整備（モジュール制、修業年限の通算・単位認定等）。
- 入学者選抜では、実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮し、意欲・能力・適性等を多面的・総合的に評価。

④高等教育機関としての質保証と国際的な通用性の担保

実践的な職業教育に相応しい教育条件の整備

- 教員について、
 - ・教授・准教授等の資格基準（求める能力の水準）については、大学・短大と同等の水準確保を基本。
 - ・実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置付け。
- 必要専任教員数、備えるべき施設設備、校地・校舎面積については、大学・短大の水準を踏まえつつ、質の高い職業人養成に相応しい適切な水準を設定。
※ 大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、機関の特性に留意し、校地面積や運動場等については、弾力的な対応が可能な基準を設定。
- 各授業科目について同時に授業を受ける学生数を、原則40人以下とするなどを義務付け。
- 教員や教育内容等の質が十分に確保されたものを認可。大学・短大と同等又はそれ以上に充実した情報公表を義務付け。分野別質保証やできる限り客観的な指標を探り入れた評価。

☆制度全般にわたる事項

【研究機能の位置付け】 「教育」機能に重点を置くが、大学体系に位置付く機関として、理論と実践を架橋する教育を行うためにも、機関の目的には「研究」を含める。
→ 職業・社会における「実践の理論」を重視した研究を志向

【制度上の位置づけ】 教員の資格基準等も一定の水準を担保することから、大学制度の中に創設し、国際的通用性のある学位授与機関として位置づけ。

【学位の種類・表記】 実践的な職業教育の成果を徹底するものとして相応しい学位名称を設定。
※ 大学・短大と同様、「学士」及び「短期大学士」の学位を授与し、当該学位には、専攻分野の名称として、産業・職業分野の名称を付記することや、専攻分野に加え、「専門職業」「専門職」などの字句を併せ付し、専門職業人養成のための課程を修了したことを明確にすること等が適当

【名称】 例えば、4年制は、「専門職業大学」、「専門職大学」など。
2・3年制は、「専門職業短期大学」、「専門職短期大学」など。
※さらに、幅広い意見を踏まえ、相応しい名称を定めることが適当。

【対象分野】 制度として、分野の限定は行わない。職業実践知に基づく教育と学術知に基づく教育の融合による人材養成の充実について具体的なニーズが認められる分野を主に想定。

【設置形態】 大学・短期大学が、一部の学部・学科を転換させるなど、新たな機関を併設し、より多様な学習機会を学生に提供することも可能に。

【財政措置】 必要な財源の確保を図り、改革に積極的に取り組む既存の高等教育機関への支援が維持・充実されるようにするとともに、専門職業人養成を担う機関として相応しい支援を行っていくことが必要。
※ 機関に対する基盤的経費やプロジェクト経費、学生に対する修学支援や教員に対する研究助成の措置が図られるようになるとともに、
※ 産業界等から求められる人材の養成とそのための多元的な資金導入との好循環が確立された機関となるよう、必要な制度設計等を進めていく。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化のポイント

養成する人材

- ◎ 变化への対応が求められる中で、基礎・教養や理論にも裏付けられた優れた技能等を強みに、事業の現場の中核を担い、現場レベルの改善・革新を牽引していくことのできる人材

【新たな機関で養成する人材に(将来的に)期待する役割】

※ 企業等の活動の次のような側面を先導する者となることを期待

- 生産・サービスの現場で中核的な役割を担う人材等として

・生産・サービスの工程の改善やこれを通じた生産性の向上

・高度な技能や洗練された技術・ノウハウによる優れた商品・サービスの提供 など

- その専門性をもって、自ら事業を営み、又はこれを補佐する人材として

・新たな付加価値の創造、これを活かした新しい商品・サービスの考案

・新規事業の創出、強みのある製品・サービスを活かした新規市場の開拓 など

- ◎ 高等教育の終了・入職時点で、専門的な業務を担うことのできる実践的な能力とともに、変化に対応し、自らの職業能力を継続的に高めていくための基礎(伸びしろ)を身に付けた人材

《成長分野等で求められる人材例》

例えば、IT分野で、新たなアイデアの構想・提案等も行うプログラマーやCGデザイナー等 / 観光分野で、接客のプロとして活躍するとともに、現場におけるサービス向上の先導役を果たす人材 / 農業分野で、農産物を生産しつつ、直売、加工品開発等の事業も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導する人材 など

実践的な職業教育を提供するための独自の基準を整備。 こうした教育を行うことを制度的に義務付けられた機関として明確化。

修業年限

- ◎ 2・3年制及び4年制の複数の修業年限を制度化。

※ 高卒後の学生のほか、社会人学生、編入学生など、多様な学習者に、多様な学習機会の選択肢を提供

- ◎ 4年制課程については、前期・後期の区分制課程も導入。

※ 前期修了後一旦就職してから後期へ再入学する、他の高等教育機関から編入学する、社会人が学び直しのために後期から編入学するなど、積み上げ型の多様な学習スタイルを想定

※ 前期修了時に職業資格を取得した上で、後期においては、有資格者であることを前提とした専門実務実習を行うなど、より実践的な職業教育プログラムの提供も可能に

教育内容・方法

《実践的な職業教育のためのカリキュラム》

- ◎ 分野の特性に応じ、卒業単位のおおむね3～4割程度以上は、実習等(又は演習及び実習等)の科目を修得。

- ◎ 分野の特性に応じ、適切な指導体制が確保された企業内実習等を、2年間で300時間以上、4年間で600時間以上履修。 *設置基準等により義務付け

《産業界・地域等のニーズの反映》

- ◎ 産業界・地域の関係機関との連携により、教育課程を編成・実施する体制を機関内に整備 *設置基準等により義務付け

《社会人等が学びやすい仕組み》

- ◎ 社会人等をパートタイム学生や科目等履修生として積極的に受け入れる仕組みや、短期の学修成果を積み上げ、学位取得につなげる仕組みを整備。

※ 長期履修制度の活用、学内単位バンクの整備、モジュール制の導入促進、修業年限の通算・単位認定に関する制度の弾力化

- ◎ 実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置付け。

- 必要専任教員数の **おおむね 4割以上** は、実務家教員とする。
- さらに、専任実務家教員については、**その必要数の半数以上** は、**研究能力を併せ有する実務家教員**とする。

* 設置基準等により義務付け

- ◎ 設置認可時の教員資格審査では、実務家について、その実務卓越性に基づき、教員としての資格を適切に評価。

* 保有資格、実務上の業績、実務を離れた後の年数等を確認。

- ◎ 専門高校卒業生、社会人学生、編入学生など多様な学生を積極的に受け入れることを、努力義務化。

- ◎ 入学者選抜では、**実務経験や保有資格、技能検定での成績等**を積極的に考慮し、意欲・能力・適性等を多面的・総合的に評価。

- ◎ 質の高い実践的な職業教育を行う機関としての相応しい設置基準等を制定。

* 大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、機関の特性に留意し、**校地面積や運動場等について**は、**弾力的な対応が可能な基準を設定**。

- ◎ 各授業科目について同時に授業を受ける学生数を、**原則 40人以下** とすることを義務付け。

- ◎ 大学・短大と同等又はそれ以上に充実した情報公表を義務付け。

- ◎ 認証評価については、専門団体との連携により、分野別質保証の観点を採り入れた評価を導入。

* 情報公表及び評価に当たっては、学生、企業等の視点からのできる限り客観的な指標を探り入れ。

- ◎ 新たな機関の機能は実践的な専門職業人養成のための「教育」に重点を置くが、理論と実践を架橋する教育を行うためにも、機関の目的には「研究」を含める。

→ 職業・社会における「実践の理論」を重視した研究を志向

- ◎ 実践的な職業教育の成果を徴表するものとして相応しい学位名称を設定。

* 学位の種類としては、大学・短大と同様、「学士」及び「短期大学士」の学位を授与することが適當。

* 現行の大学・短大の学位には、専攻分野の名称を付記するものとされているが、新たな機関では、

当該専攻分野の名称として、学問分野よりも、産業・職業分野の名称を付記することや、専攻分野に加え、「専門職業」、「専門職」などの字句を併せ付し、専門職業人養成のための課程を修了したことを明確にすること等が適當

- ◎ 例えば、4年制は、「専門職業大学」、「専門職大学」など

2・3年制は、「専門職業短期大学」、「専門職短期大学」など。

* さらに、幅広い意見を踏まえ、相応しい名称を定めることが適當。

- ◎ 大学、短期大学が、一部の学部、学科を転換させるなど、新たな機関を併設し、より多様な学習機会を学生に提供することも可能に。

- ◎ 必要な財源の確保を図り、実践的な職業教育を行い、専門職業人養成を担う機関として相応しい支援を行っていく。

* 機関に対する基盤的経費やプロジェクト経費、学生に対する修学支援や教員に対する研究助成の措置を図ることを基本とする。

* 産業界等から求められる人材の養成とそのための多元的な資金導入との好循環が確立された機関となるよう、必要な制度設計等を進めていく。

専門学校の特徴

主として職業実践知に基づく教育
(実践的な技能等の育成)

新たな高等教育機関の制度化の方向性

職業実践知に基づく教育を融合

自立した職業人のための「学士力」を育成

学位を授与
(実践的職業教育に相応しい学位表記を検討)

「教育機能」に重点を置くが、機関の目的に「研究」も位置付け
学士授与等の専門的項目は教査会で審議

産業界との連携体制の整備を義務付け

修業年限は4年(課程の区分を可能に)
又は2年若しくは3年

社会人等が更に学びやすくするために仕組みを導入
(修業年限の通算、他大学等での学修成果の認定等)

豊富な実習・演習、インターナーシップ

一の授業科目について同時に授業を受ける
生徒の数を一定数(40人)以下に設定

教員については、主として実務経験・知識等を重視

実務経験・能力+研究能力のある教員を一定割合以上配置

社会人教育や職業技能の教育等にも適した
設置基準

大学・短大並み又はそれ以上の情報公表

自己点検・評価、認証評価(分野別質保証を含む)への取組

大学・短大の特徴

主として学術知に基づく教育
(分析的・批判的能力等の育成)

幅広く深い教養と総合的な判断力を涵養

学位を授与

教育と研究を一体的に推進・教授会を必要

産業界との連携体制の整備を義務付け

修業年限は4年(課程の区分を可能に)
又は2年若しくは3年

社会人等が更に学びやすくするために仕組みを導入
(修業年限の通算、他大学等での学修成果の認定等)

一定割合以上の実習・演習、
一定時間以上のインターンシップを義務付け

同時に授業を受ける学生の数(クラスサイズ)について、
適切な基準を設定

実務家教員を一定割合以上配置

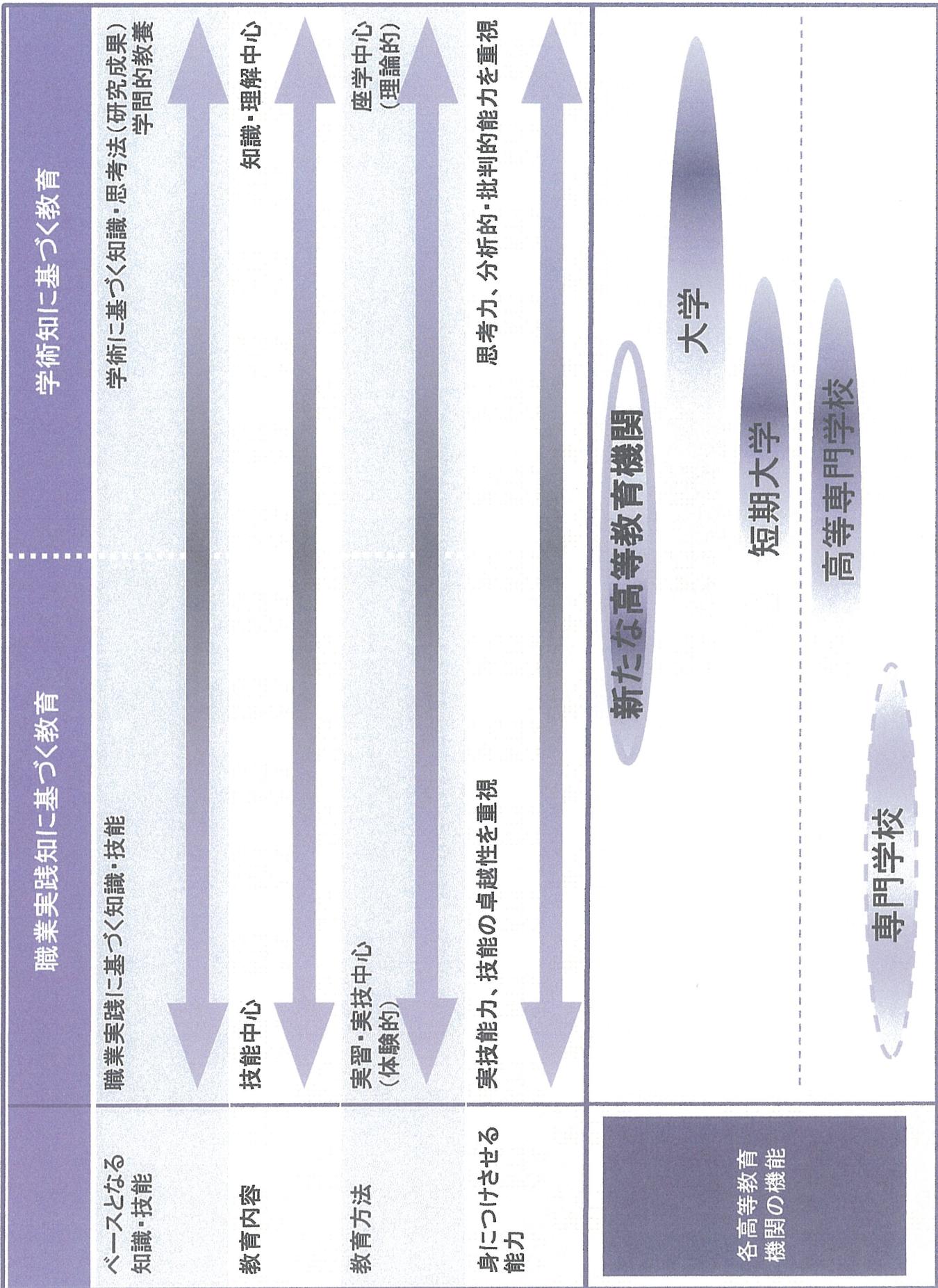
教員については、主として研究業績を重視

学位授与機関としての高水準の設置基準

高等教育機関としての高水準の情報公表

自己点検・評価、認証評価への取組

各高等教育機関の機能 ～職業実践知に基づく教育と学術知に基づく教育～



「私立大学等の振興に関する検討会議」の開催について

平成28年3月25日
高等教育局長決定

1. 趣旨

私立大学（短期大学を含む。以下同じ。）は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として発展し、全大学の約8割を占めるなど、我が国の学校教育において大きな役割を果たしてきたところであり、今後とも、その振興を図っていくことが求められる。

一方、私立大学等の現状をめぐっては、全学生の約7割を抱える私立大学の教育等の一層の充実の必要性と同時に、18歳人口の減少等による経営困難校の顕在化や、一部私立大学等における管理運営上の不適切事例など、諸課題が指摘されている。

このため、これら私立大学等に係る諸課題も鑑みつつ、私立大学等の振興に関する総合的な検討を行うため、「私立大学等の振興に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催する。

2. 検討事項

- (1) 私立大学等の果たすべき役割
- (2) 私立大学等のガバナンスの在り方
- (3) 私立大学等の財政基盤の在り方
- (4) 私立大学等への経営支援
- (5) 経営困難な状況への対応
- (6) その他、私立大学等の振興に関すること

3. 実施方法

- (1) 別紙に掲げる者の参加を得て、「2. 検討事項」に掲げる事項について検討を行うものとする。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見を聞くことができるものとする。

4. 実施期間

平成28年3月25日から平成29年3月31日までとする。

5. その他

この検討会議に関する庶務は、関係課の協力を得て、高等教育局私学部私学行政課において行う。

私立大学等の振興に関する検討会議委員名簿

麻生 隆史	学校法人第二麻生学園理事長、山口短期大学学長
安部 恵美子	長崎短期大学学長
浦野 光人	株式会社ニチレイ相談役
大沢 陽一郎	読売新聞東京本社論説委員
大村 雅彦	学校法人中央大学常任理事・法科大学院教授
奥野 武俊	前大阪府立大学理事長・学長
河田 悅一	日本私立学校振興・共済事業団理事長
座長 黒田 壽二	金沢工業大学学園長・総長
小出 秀文	全私学連合事務局長、日本私立大学団体联合会事務局長、 日本私立大学協会常務理事・事務局長
小林 雅之	東京大学大学総合教育研究センター教授
佐野 慶子	公認会計士
清水 潔	明治大学特任教授・弁護士
竹石 爾	学校法人青山学院顧問・前常任監事・元常務理事
西井 泰彦	私学高等教育研究所主幹
濱口 道成	国立研究開発法人科学技術振興機構理事長
濱中 義隆	国立教育政策研究所高等教育研究部総括研究官
坂東 真理子	学校法人昭和女子大学理事長
日高 義博	学校法人専修大学理事長
丸山 文裕	広島大学高等教育研究開発センター長
水戸 英則	学校法人二松学舎理事長
両角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科准教授

(五十音順 敬称略 計 21 名)

(職名は平成 28 年 4 月 1 日現在)